

《色彩基準》

若宮二丁目景観協定の規定による色彩は、次のとおりとする。

- 1 建築物の外観及び屋根の色彩基準は、次のとおりとする。
 - (1) 基本色として使用できる色彩（色相、明度、彩度）は、下記色彩表によるものとする。
 - (2) 建築物の外壁各面の90パーセント以上の面積は、基本色を使用するものとする。
 - (3) 当該基準内の色彩が具体的に認識できるような色見本を、運営委員会に最低1部常備するものとする。

色彩表)

	色相(小数点第2位を四捨五入)	明度	彩度
外観	R系(0.1R~10R)	8.0以上	1.5未満
	YR系(0.1YR~10YR)	6.0以上 8.0未満	3.5未満
	Y系(0.1Y~5Y)	3.5以上 6.0未満	5.5未満
	N(無彩色)	3.5以上	
屋根	R系(0.1R~10R)	7.0以下	2.5未満
	YR系(0.1YR~5YR)		
	YR系(5.1YR~10YR)	7.0以下	3.5未満
	Y系(0.1Y~5Y)		
N(無彩色)	7.0以下		